第十六条第三項中「保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは指定訪問看護事業者（以下この項において「医療機関等」という。）」を「医療機関等」に、「訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額」を「訪問看護療養費負担額」に、「第十四条第四項」を「同条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第九条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第七項」を「第十二項」に、「第十一条の三の六第四項から第六項まで」を「第十一条の三の六第九項から第十一項まで」に改め、同条の表第十一条の三の六第一項第一号及び第三号の項を削り、同表第十一条の三の六第四項の項中「第十一条の三の六第四項」を「第十一条の三の六第九項」に改め、同表第十一条の三の六第五項の項中「第十一条の三の六第五項」を

組合員	加入者
財務省令	文部科学省令

を

財務省令	文部科学省令

に改め、同表第十一条の三の六第六項の項中「第十一条の三の六第六項」を「第十一条の三の六第十一項」に改め、同表附則第三十四条の四第六項の項を削る。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十一条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める額」の下に「、同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額」を加え、同条第二項中「及び第三号ロに」を「、第三号ロ及び第四号ロに」に改める。

第二条第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める額」の下に「、同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額」を加える。

第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項中「高額療養費算定基準額並びに」を「高額療養費算定基準額」に、「掲げる療養」を「掲げる場合」に改め、「当該各号に定める金額」の下に「、同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額並びに同条第五項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額」を加える。

第七条第二項及び第八条第二項中「掲げる療養」を「掲げる場合」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
防衛大臣　一川　保夫

省　令

○文部科学省厚生労働省令第五号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正）

第一条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第二号の表備考及び別表第五備考中「もの」を「ことを標準」に改める。

第二条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。